

令和8年度新潟観光ブランド形成促進事業 小学生向け観光副読本制作業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和8年度新潟観光ブランド形成促進事業
小学生向け観光副読本制作業務

2 目的

新潟県では、令和7年に改定した新潟県観光立県推進行動計画の中で、観光ブランドコンセプト「大地と雪の恩恵 本当の豊かさは、新潟（ここ）にある。」を新たに策定（※）した。しかしながら、同コンセプトは子どもたちには理解が難しく、また全世代においても浸透しているとは言い難い状況にある。

本事業は、「観光ブランド」を切り口として、副読本を通じて、子どもたちが新潟県の自然、歴史、文化、食、人々の暮らしなどの多様な魅力を学び、地域の魅力や価値を再発見し、新潟への誇りや愛着を育むとともに、将来の地域の担い手や観光人材の裾野拡大につなげることを目的とする。

あわせて、当該副読本がきっかけとなり、家庭における会話や地域への関心の喚起にも波及し、保護者や地域住民も含めた県民全体の本県観光への理解促進やシビックプライドの醸成につながることも期待する。

（※）新潟県観光立県推進行動計画について

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankokikaku/1500029840507.html>

3 委託期間等

契約締結の日から令和9年3月末まで（予定）

4 業務概要

本業務は、小学4年生（社会科「わたしたちの県のまちづくり」や「特色ある地いきと人々の暮らし」の単元での使用を主な想定場面とする）をメインターゲットとし、新潟県の自然・食・文化・歴史の多様な魅力を学びつつ、地域の魅力を再発見・発信も体感できる観光副読本と、教員が授業でスムーズに活用するための教師用手引書を制作するものである。

副読本のコンセプト（案）は、「観光ブランドを通じて、『新潟の豊かさ』（＝住まう価値）を知る」とし、下記の4つの構成を基本※とする。

No.	テーマ	概要・ねらい
①	「大地と雪の恩恵」を知る	・新潟を象徴する山・川・海の暮らしと歴史、自然の豊かさ ・本県観光ブランドを知る
②	地域の魅力を知る	・県全体の広がり、各エリアの個性・特色をバランスよく紹介

③	自分のまちの魅力を発見する	・探究活動を通じた地元への気づきと愛着の醸成
④	発見した魅力を発信する	・表現・発信の手法を育み、地域の担い手意識を高める

※上記構成はあくまで基本案です。「2 目的」を達成するより効果的な構成があれば、提案段階で代替案を提示してください。

また、制作にあたっては、新潟県観光ブランドコンセプトブック『新潟大地と雪の恩恵』（出版：公益社団法人新潟県観光協会）の内容を踏まえることとする。

なお、当該コンセプトブックに係るブランドビジュアル（写真素材）については、以下 URL から申請により使用可能である。

<https://niigata-kankou.or.jp/ngt/logo4/>

5 業務内容

以下の(1)から(5)の業務を一体的に実施すること。内容はそれぞれ記載のものを基本とするが、詳細は企画提案の内容を踏まえて委託者との協議のうえ決定する。

(1) 副読本（暫定版）の制作

ア 概要

教員との内容検討の土台とするため、暫定版副読本を制作する。暫定版の段階においても、小学校高学年向けに適したデザイン（読みやすいレイアウト・配色・ふりがな・イラスト等）を取り入れること。

イ 内容

少なくとも下記の内容を具備したものとする。

- ・新潟の観光資源（「大地と雪の恩恵」を象徴する山・川・海の暮らしと歴史）
- ・観光ブランドコンセプト「大地と雪の恩恵 本当の豊かさは、新潟（ここ）にある。」の考え方
- ・自分のまちの魅力を発見・発信するための探究活動のヒント（ワークシート等）
- ・発見した魅力を発信する手法

なお、委託者が重点的に伝えたい部分については事前に委託者と協議のうえ確認すること。

ウ 成果物のデータ形式

PDF で提出すること。

エ 提出期限

令和8年11月13日（金）

(2) 教員向け手引き（暫定版）の制作

ア 概要

(1)で作成する暫定版副読本の使い方、構成の意図、各ページの概要、活用可能な教科・単元等を示した資料（暫定版）を制作する。教員が内容検討会に臨むための事前資料としての役割も担う。

イ 成果物のデータ形式

PDF で提出すること。

ウ 提出期限

令和8年11月13日（金）

(3) 副読本（最終版）の制作

ア 概要

教員との内容検討会の結果を踏まえ、副読本（最終版）を制作する。

なお、デザインについては、小学校高学年向けであるため、視覚的に飽きない工夫（インフォグラフィック・写真・イラスト等の効果的な活用）を取り入れたものとする。

イ 内容

暫定版の内容に教員との検討内容を加味したものとし、ページ数は20ページ程度とする。委託業者の編集力・発信力を活用し、話題性や魅力の高いコンテンツとすること。

ウ 成果物のデータ形式

オンラインで閲覧可能なデジタルブック形式（WEB記事等も含め一連の流れで読めるもの）及びオフラインで閲覧可能なPDF形式の両方とする。また、上記成果物の編集に使用したaiデータ、動画データ、その他作成したデータは全て提出すること。

なお、現在小学校では全児童にデジタル端末を貸与しているため、これらで再生可能なデータ形式とすること。

エ 提出期限

令和9年1月15日（金）（モデル授業版）

令和9年3月5日（金）（公表版）

(4) 教員向け手引き（最終版）の制作

ア 概要

教員との内容検討等の結果を踏まえ、教員向け手引き（最終版）を制作する。

イ 内容

暫定版の内容に教員との検討内容を加味したものとする。以下の要素を含み、教員が授業で副読本をスムーズに活用できる内容にすること。

- ・各授業回での使い方・進め方

- ・発問例、板書計画のサンプル
- ・探究活動のファシリテーションポイント
- ・副読本を活用した教科横断的な活用例（社会科、総合的な学習の時間など）

ウ 成果物のデータ形式

PDF 及び ai データとする。

エ 提出期限

令和 9 年 1 月 15 日（金）（モデル授業版）

令和 9 年 3 月 5 日（金）（公表版）

(5) 話題性づくり・普及促進

副読本を子どもたちの学習教材として活用するだけでなく、その制作・活用自体を話題化し、子どもを起点として、保護者や地域住民等の他世代にも本県の観光の魅力への関心を広げるための取組を提案・実施すること。単なる周知等にとどまらず、幅広い世代への波及が期待できる効果的な手法を検討すること。具体的な手法・スケジュールは企画提案の中で明示すること。

6 委託限度額

5,000,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

なお、本業務の遂行に必要な企画費、編集費、デザイン費、取材費、撮影費、イラスト制作費、校正費、データ制作費、打合せに係る経費、交通費、成果物の納品に係る経費その他業務の履行に必要な一切の経費を含むものとする。

7 業務スケジュール（概要）

業務項目	提出・実施期限
(1) 副読本（暫定版）制作	令和 8 年 11 月 13 日（金）
(2) 教員向け手引き（暫定版）制作	令和 8 年 11 月 13 日（金）
(3) 副読本（最終版）制作 — モデル授業版	令和 9 年 1 月 15 日（金）
(3) 副読本（最終版）制作 — 公表版	令和 9 年 3 月 5 日（金）
(4) 教員向け手引き（最終版）— モデル授業版	令和 9 年 1 月 15 日（金）
(4) 教員向け手引き（最終版）— 公表版	令和 9 年 3 月 5 日（金）
(5) 話題性づくり（随時実施）	委託期間中（令和 9 年 3 月末まで）

8 共通事項

(1) 実施体制

受託者は、本業務を円滑かつ確実に遂行するため、業務全体を統括する責任者を1名配置するとともに、企画、編集、デザイン、教育コンテンツ制作等、本業務の遂行に必要な知識及び経験を有する人員を配置すること。

また、企画提案時に示した実施体制を基本とし、主要担当者を変更する場合は、あらかじめ委託者の承認を得ること。

(2) 業務計画及び進行管理

契約締結後、速やかに業務実施計画及び工程表を作成し、委託者の承認を得ること。

業務期間中は工程管理を適切に行い、遅延等が生じるおそれがある場合は、速やかに委託者へ報告するとともに、改善策を提示すること。

(3) 打合せ及び連絡調整

各業務の進行において、受託者は委託者と十分に打合せを行うこと。

打合せは対面又はオンラインにより適宜実施するものとし、必要に応じて受託者が議事録を作成し、委託者へ提出すること。

必要な事項について委託者から指示を受けること。定期的な進捗報告を行うこと。

(4) 教員との内容検討

受託者は、委託者が実施する教員との内容検討に係る意見について、その趣旨を十分に踏まえ、委託者と協議の上、成果物へ反映すること。

(5) 副教材及び教員向け手引きの校正

副読本及び教員向け手引きについては、委託者の確認を受けながら内容及びデザインの校正を行うこと。

校正回数はいずれも3回程度（暫定版から最終版までの間）を想定するが、必要な場合にはこれに限らず対応すること。

受託者は、校正及び協議結果を踏まえ、速やかに修正を行うこと。

(6) モデル授業等への対応

委託者は、副読本を活用したモデル授業又は県政出前講座（以下「モデル授業等」という。）を実施することを予定している。

受託者は、モデル授業等の実施に当たり、教材データの提供、教材内容に関する説明、必要に応じた技術的助言等を行うとともに、委託者からの指示に基づき、実施結果を反映した成果物の修正を行うこと。

9 留意事項

- (1) 本業務による成果物等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者（新潟県）に帰属するものとする。

- (2) 受託者は、成果物等に関する著作権者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務による成果物等について、第三者の著作権、著作権者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。成果物等に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (4) 成果物等の公開に伴い、第三者からの権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、このことにより委託者に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (5) 受託者は、本業務の遂行にあたって収集し、知り得た企業、個人の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後においても、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (6) 委託者は、本業務により作成された成果物について、修正、増刷、編集、加工、Web 掲載その他必要な利用を行うことができるものとする。
受託者は、その利用に必要となる編集可能なデータを納品すること。
- (7) 本業務の履行に当たり疑義を生じた場合は、委託者及び受託者の協議のうえ決定する。